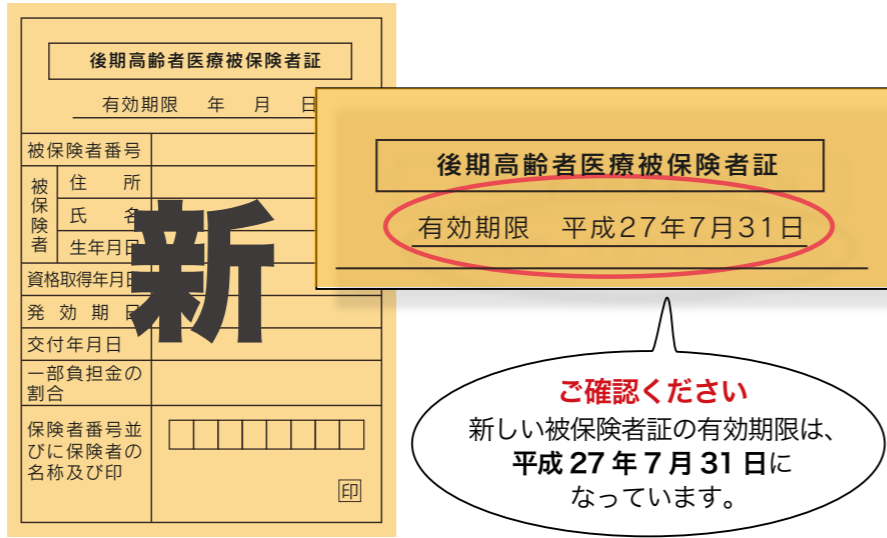
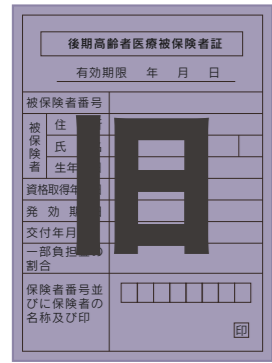


# 後期高齢者医療制度被保険者のみなさまへ 8月は保険証の定期更新月です



**ご確認ください**  
新しい被保険者証の有効期限は、**平成27年7月31日**になっています。

**【1割負担となる方】**  
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の方。

**【2割負担となる方】**  
被保険者が1人の場合  
住民税課税所得が145万円以上で、総収入の合計額が383万円未満は1割負担に（申請が必要）、383万円以上

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成26年7月31日」となっている、むらさき色の「後期高齢者医療被保険者証」を1人に1枚お渡ししています。7月中に保険医務課から有効期限 平成27年7月31日と記載された新しい被保険者証（濃い黄色）をお届けします。8月1日以降は古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

平成26年8月1日から平成27年7月31日までの一部負担金の割合（1割または3割）は、平成25年中の所得に基づき改めて判定します。

**一部負担金の割合の判定方法**

**【3割負担となる方】**  
被保険者が2人以上の場合  
住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいて、被保険者の総収入の合計額が520万円未満は1割負担（申請が必要）、520万円以上は3割負担となります。

**臓器提供の意思表示にご協力ください**  
新しい被保険者証（有効期限平成27年7月31日）の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供についてよく考え、家族と

上の場合は3割負担となります。ただし、70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割負担となります。（申請が必要）

・被保険者が2人以上の場合  
住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいて、被保険者の総収入の合計額が520万円未満は1割負担（申請が必要）、520万円以上は3割負担となります。

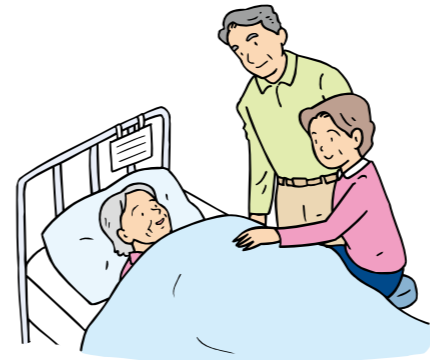
**お問い合わせ先**  
三好市役所 保険医務課  
(電話 72・7613)

話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

**後期高齢者医療制度適用・標準負担額減額認定証(薄紫)をお持ちの方へ**  
現在お持ちの「後期高齢者医療制度適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成26年7月31日」となっています。

平成25年度の認定証をお持ちの方で平成26年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに保険医務課から「後期高齢者医療制度適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。認定証に記載されている適用区分が「区分II」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、申請していただくことで、入院時の食事がさらに減額されます。

# 限度額適用認定書または標準負担額減額認定書を申請いただくと 医療費の窓口負担が軽減できます



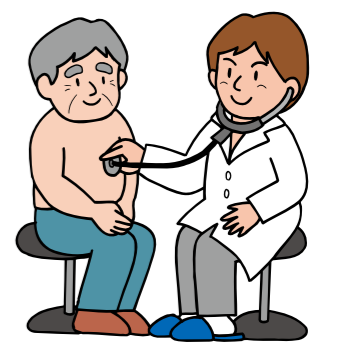
三好市の国民健康保険に加入されている方で、医療費の自己負担が高額になりそうなときに「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると、窓口負担が自己負担限度額までとなり、適用外の差額ベッド代などの自己負担分を除きます。

交付には申請が必要となりますので、保険医務課または各総合支所へ申請してください。

なお、70歳以上で住民税が課税されている方は、お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」が認定証の代わりになりますので、申請していただく

- 必要はありませんが、70歳以上で住民税が非課税の方は、高齢受給者証よりも限度額が低くなりますので、申請が必要となります。
  - また、有効期限が平成26年7月31日までの認定証をお持ちの方には、住所地に更新用の申請書をお送りします。必要とされる方は、更新の手続きをしてください。
  - ※注意
  - ①限度額は所得区分によって異なりますので、所得の申告が必要で、
  - ②国保税を滞納している場合、申請が認められない場合があります。
- 【手続きできる場所】**
- ・三好市役所 保険医務課
  - ・各総合支所
- 【必要なもの】**
- ・国民健康保険証
  - ・印鑑
- お問い合わせ先**  
三好市役所 保険医務課  
(電話 72・7613)

# 未然の予防が大切です 特定健診を受けましょう!



特定健診は、40歳〜74歳の方が対象で、糖尿病などの生活習慣病を予防し、心筋梗塞、脳卒中、腎臓病などの重大な病気を未然に防ぐための健診です。

**【受診方法】**

- ①総合健診（集団健診）で受診希望の方は、三好市役所健康づくり課にお問い合わせください。
- ②病院で受診される方は、特定健診受診券（6月末送付）に同封されている、「平成26年度特定健康診査実施機関一覧表」から病院を選び、電話でご予約の上、受診してください。

- 【受診期間】**  
7月1日〜12月31日
- 【受診時に必要なもの】**
- ▽国民健康保険証
  - ▽特定健診受診券（6月末送付）
  - ▽自己負担額（千円）
- ※健診当日にいずれか一つでもお忘れになると、特定健診を受診できない場合がございます。
- 【注意】**
- 三好市国民健康保険以外（組合管掌健康保険、共済組合など）にご加入の方は、医療保険者が発行した「特定健康診査受診券」が必要となります。各医療保険によって、受診券の交付時期、自己負担額など異なっておりますので、ご加入の医療保険者または、職場の担当者へお問い合わせください。
- 特定健康診査に関するお問い合わせ先**  
三好市役所 保険医務課  
(電話 72・7613)
- 総合健診についてのお問い合わせ先**  
三好市役所 健康づくり課  
(電話 72・6767)

膝や腰に負担の少ない水中でバランス運動やウォーキングを行います



## 水中運動教室 参加者募集

加齢による運動器や筋肉の衰えなどによって、要介護状態となることを予防するために、水中でバランス運動やウォーキングを行います。ぜひご参加ください。

対象地区	実施日
1班 池田町 井川町	第1・3月曜日
2班 州津 旧三好町	第1・3金曜日
3班 旧三加茂町	第2・4月曜日
4班 三野町	第2・4金曜日

【対象者】三好市または東みよし町に住民票がある65歳以上の方のうち、次のすべての要件を満たす方  
 ①要支援・要介護認定を受けていない方  
 ②これまでに心不全、心筋梗塞、狭心症、大動脈瘤などの心疾患の治療を受けたことがなく、現在も治療を受けていない方。  
 ③医師からの運動制限がない方。  
 【日時】平成26年8月1日（平成27年1月31日）（6か月）のうち、月曜日・金曜日の13時～14時  
 【定員】各班20名

【利用料】 1人1回300円  
 【利用回数】 ひと月につき、1人2回まで  
 【利用方法】 申請書を記入して介護保険センターへ提出してください。利用できる方には『利用決定通知書』をお送りします。  
 【申請書配布先】 三好市役所長寿・障害福祉課、各総合支所窓口、みよし地域包括支援センター、介護保険センター  
 【申込締切】 7月25日（金）締切後に定員の空きがあれば、途中からの参加も可能です。  
 【その他】 無料送迎バスがありますので、利用希望の方は申込み時にお申し出ください。  
 ・各教室の申込み状況などにより、受講日を調整させていただきます。場合があります。  
 ・利用には水着・キャップ・水中メガネが必要です。なお、ドルフィンでも販売していますが、レンタルはできません。  
 【お申し込み・お問い合わせ先】 介護保険センター地域支援係 電話 76・0030

## ご存知ですか 法定外公共物（里道・水路）



### ■ 法定外公共物とは

法定外公共物とは、道路、河川などの公共物のうち、道路法、河川法、海岸法などの管理に関する法律の適用または準用を受けないものを言います。

一般的には、里道（赤道）・水路（青線）と呼ばれており、その多くは昔から農道や農業用水路として、地域住民などによって作られ公共の用に供されてきたもので、明治初期の地租改正に伴う官民有区分の実施により国有地に分類されました。

法務局や市の税務課に備え付けの公図などで、「道」「水」と表示されたり、赤色や青色で表示されているものです。

また、地方分権の推進を図る目的で、これまで国有財産であった里道・水路の法定外公共物が、平成17年3月末に市に譲与されました。

これにより、財産管理、機能管理など以前は県土木事務所で行ってきた業務は、現在三好市が行っています。

### ■ 維持管理

法定外公共物は、地域に密着した形で、地域住民の公共の用に供しているため、地域（地元）で管理をお願いしています。

### ■ 法定外公共物に関する主な手続き

- ① 境界確認  
法定外公共物の境界について、立会いを行い境界を確認します。
- ② 占用許可申請  
法定外公共物は、その機能（道路・水路としての機能）を確保するため基本的には構造物などによる占用は認められませんが、その機能を妨げない程度において、占用許可を受けることができます。

なお、自治会、水利関係者、隣接地所有者など、利害関係者の同意が必要となります。

- 【例】
- 住宅進入路として水路に橋（床版）をかける。
  - 給水管・排水管を里道に埋設する。

### ※条件によって占用料が発生します。

- ③ 用途廃止・付替え申請  
法定外公共物は、その機能をすでに失つてする場合、用途を廃止することができます。

廃止が認められた法定外公共物は、市の普通財産として払い下げを受けることができます。また、機能を有している法定外公共物についても、同じ機能を確保することにより付け替えることができます。ただし、自治会、水利関係者、隣接地所有者など、利害関係者の同意が必要となります。

※申請について不明な点、詳細については下記までお問い合わせください。

**お問い合わせ先**  
 三好市役所建設部 管理課  
 電話 72・7681

## 山城地区に新しい水道施設および取水施設の移転工事が完成

### 山城町信正地区に新しい水道施設が完成しました

山城町川口簡易水道拡張工事により、山城町信正地区に新しく水道が完成いたしました。施設の概要は次のとおりです。



▲川口簡易水道信正低区配水池

- 【給水区域】 山城町信正地区
- 【給水戸数】 26戸68人
- 【施設概要】
  - 送水施設  
送水調整水槽1池・送水管総延長1162m
  - 配水施設  
配水池2池・減圧水槽2池・配水管総延長2617m
- 【総事業費】 1億1967万8960円

### 白川谷取水施設移転工事が完成しました

山城町白川谷の山腹崩壊箇所の下流側取水施設を上流側の新学に移転する工事が完成いたしました。施設の概要は次のとおりです。



▲山腹崩壊箇所

- 【施設概要】
  - 取水施設  
取水井1基・沈砂池1池
  - 導水施設  
導水管総延長917.5m
- 【総事業費】 3494万円

- 【お問い合わせ先】  
 三好市役所水道課  
 電話 72・7626



▲沈砂池

## 楽しく動くことから始めるカラダのお手入れ方法をお教えます

### 介護予防講演会を開催します

カラダのお手入れ、していますか？ 今回は、お肌や食事だけじゃない、楽しく動くことから始めるカラダのお手入れ方法をお教えます。一緒に笑って、動いて、命大事に、もっと人間しましょう！



日時	場所
7月31日（木） 10:00～11:30	東みよし町役場2階
7月31日（木） 13:30～15:00	三好市保健センター2階 多目的ホール
8月1日（金） 10:00～11:30	山城総合支所4階会議室

【演題】 いくつになっても動けるカラダ～効果的なお手入れ法～  
 【講師】 (有) ヒューマンモア 松井浩先生  
 【対象者】 65歳以上の方および介護予防に関心のある方  
 【必要物】 水分補給のための水やお茶、動きやすい服装・履物、タオル  
 【参加費】 無料  
 【申込期限】 7月25日（金）まで  
 【お申し込み・お問い合わせ先】 みよし広域連合介護保険センター 地域支援係 ☎76-0030